

令和４年度第２回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 摘録

１ 日時

令和５年３月１５日（水）午前１０時～午前１１時３０分

２ 場所

オンライン会議

３ 出席委員等

高岡委員長、石田副委員長、五十嵐委員、池委員、河野委員、小谷委員、高橋委員、外池委員、長田委員、花嶋委員、三宅委員、山口委員、峯オブザーバー（欠席：村井委員）

４ 議事内容

(1) 産業廃棄物処理指導に係る令和５年度の取組計画について

資料１～３に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：新型コロナウイルス感染症が今年の５月に５類感染症に移行することとなるが、それに伴い飲食店や学校等の排出事業所から不要となったアクリル板が多量に排出されるのではないかと懸念している。これが産廃であること、産廃として適正に処理する必要があることを排出事業者理解してもらうためには、ガイダンス等が必要ではないかと考える。また、単に処分するのではなくリサイクルする方向性に持っていく方がよいと考える。京都市の考えを教えてほしい。

事務局：関係課とも連携し、適正処理に向けた指導や周知等を徹底していきたい。

委員：大学で講義をする機会があるが、大学生でも一般廃棄物と産業廃棄物の違いを十分に理解していないことが多い。大学において広く啓発する場を設けることはできないのか。

事務局：これまでの市民啓発は小中学生をターゲットとした環境教育が主であったが、高校生、大学生などこれから社会に出ていく年齢層に対するアプローチも必要だと考えている。既存の施策としては、「市政出前トーク」があり、排出事業者向けに廃棄物の適正処理のテーマを設定し、申込みがあれば職員が出向いて講義することとしている。大学等での活用を促進する手法についても検討したい。

委員：（公社）京都府産業資源循環協会では、今年の２月に実施した産業廃棄物処理業者向けの研修会でＢＣＰについて取り上げたが、受講者が非常に少なかった。最近は災害のみならず感染症の蔓延においても産業廃棄物処理業者の事業の継続性が重要視されており、ＢＣＰの策定は産業廃棄物処理業者にとって極めて重要である。京都市においては、ＢＣＰ策定の啓発に力を入れていただきたい。

事務局：今年度、処理業者を対象に行ったアンケートの結果では、ＢＣＰの策定が進まない理由として「策定したいが、必要な知識がない」という意見が多くあった。中小企業庁で、ＢＣＰの策定や継続的な運用の具体的方法が分かりやすく説明されているウェブサイト等が提供されているので、そうしたツールを紹介していく。許可申請や立入検査など、処理業者と応対する機会を活用して、積極的に情報提供していきたい。

委員：さんばいチェック制度の認定事業場一覧は、ネットで検索してもすぐに出てこないため、今後トップに出てくるようにしてはどうか。また、京都市が事業者との取引の際などに、認定事業場を優遇するなど、制度を普及させるための庁内の連携などはあるのか。

事務局：認定事業場一覧の掲載場所は、より分かりやすくなるよう、ホームページの構成や検索キーワード等を見直していきたい。さんばいチェック制度は、法令を遵守して廃棄物を適正に処理できているかどうかを自己点検してもらう趣旨であるため、認定事業場を本市との取引で優遇するといった扱いは難しいが、普及につながるような工夫は考えていきたい。

委員：令和5年度において重点的に取り組む事業は。また、排出事業者の多くを占める少量排出事業所は産業廃棄物の分別や適正処理等に課題があることから、少量排出事業所に対する指導・啓発には重点的に力を入れていただきたい。

事務局：産業廃棄物の処理責任がある排出事業者に対する取組が中心となる。

不適正処理の抑止については、当課の業務の根幹の一つであり、引き続き重点的に実施していかなければならないと考えている。

また、適正処理の観点からは、排出事業者に自発的に問題意識を持っていただくことが重要。例えば、さんばいチェック制度は、制度案内チラシを排出事業者に送付して適正処理に対する意識付けを図る啓発も兼ねているため、令和5年度は制度の対象をより小規模な排出事業者に拡大して啓発を図る。排出事業者の数は非常に多く、業態も多様であり、広く全体に行き渡るよう指導・啓発するというのは困難な部分もあるが、業界団体等との連携も探りながら、より広い対象に対して効果的に情報を発信していくという点に力を入れていきたい。

さらに、高濃度PCB廃棄物についても、来年度中に処理を終了する必要があるため、重点的に取り組んでいく。

委員：高濃度PCB廃棄物に関し、現時点では行政代執行となるような案件はないという理解でよいのか。

事務局：現時点では、行政代執行せずに進められると考えている。元々本市で把握していた高濃度PCB廃棄物は、令和3年度までに全て処理の目処をつけることができた。現在は、令和4年度以降に新たに発見された高濃度PCB廃棄物の処理に向けた手続を進めているが、手続が滞っている状況にはない。

委員：処理業者を通じた排出事業者の電子マニフェストの導入促進とあるが、マニフェストの交付は排出事業者には責任があるものの、実態は処理業者が用意して作成し、費用まで負担している場合が多いのではないかと。電子マニフェストの導入についても、処理業者からもお願いしてはいるが、導入コストもあり、なかなかメリットが伝わらない。京都市においても、マニフェスト交付は排出事業者の責任という点も含めて、排出事業者に対する啓発をより徹底していただきたい。

事務局：電子マニフェストの導入・促進について、今年度は、排出事業場等への立入調査の機会を捉えて、未加入の排出事業者に対して案内し、加入を勧奨してきた。また、産廃チェック制度の資料を送付する際に電子マニフェストの案内チラシを同封するなど、以前よりも力を入れて取り組んでいる。来年度も引き続き、個別の周知と全体的な情報提供の両輪で対応していきたい。

委員：来年度の市民向け啓発でも、オンライン見学会を実施してほしい。今年度、オンライン見学

会に参加する機会があり、非常に魅力的であった。

事務局：今年度は、8月にさんぱい施設見学会（エコツアー）をオンライン形式で実施した。オンライン形式での実施は初の試みであり不安な部分も多々あったが、参加者及びその保護者からは「熱中症の心配がない室内で参加できてよかった」、「他に小さな子がいるため、現地同伴の必要がなく、他の子の世話をしながらの保護者同席という形で参加させることができ、参加のハードルが下がった」など、非常に好意的な意見を頂いた。令和5年度は、このようなニーズと、実際に現場で臨場感をもって見学したいというニーズの両方に答えるため、オンライン形式と実地形式の両方の機会を提供したいと考えている。

委員：小中学生向けの啓発だけでなく、大人向けの啓発もぜひ検討してもらいたい。

委員：資料1で説明がなかった取組について、令和5年度は重点を置かないということか。例えば、指針1-4に掲げる「公共工事におけるリサイクルの「質」の向上」については、触れられていないが。

事務局：重点を置かないということではなく、例えば指針1-4については、関係部局等と協議しているところだが、まだ報告できるような段階ではなく、課題や対応策などのすり合わせを進めているところ。